

## 「宿泊施設応援！市民限定！割引キャンペーン事業」実施要綱

つがる市観光物産協会

### （目的）

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により県内外からの観光客が減少し、経営が厳しい状況となっている市内宿泊事業者の売上を回復させることを目的として必要な項目を定める。
- 2 つがる市民を対象とし市内宿泊施設の利用を促すために本キャンペーン対象プランに応じてクーポン券を発行することにより、つがる市民に地元観光の魅力を再発見する機会を提供するとともに、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

### （実施及び運営）

- 第2条 事業の実施主体はつがる市観光物産協会（以下「協会」という。）とし、事業の一部を委託して実施することができるものとする。

### （利用者及び利用回数）

- 第3条 クーポン券を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、つがる市に住所を有している者とする。
- 2 利用回数は、一人につき1施設1回限りとする。
- 3 クーポン券は再発行しないものとする。

### （クーポン券額面及び発行枚数）

- 第4条 クーポン券の額面は、10,000円と4,000円とする。
- 2 この事業におけるクーポン券の発行枚数は、協会が別に定めるものとする。

### （クーポン券が利用できるプラン及びキャンセル料）

- 第5条 1泊2食付き宿泊11,000円（消費税及び地方消費税を含む）プランに対して、10,000円のクーポン券、日帰り4,500円（消費税及び地方消費税を含む）プランに対して4,000円のクーポン券を利用できるものとする。
- 2 申込後のキャンセルについてキャンセル料が発生する場合、割引前の料金とし各施設の規定によるものとする。

### （クーポン券が利用できる期間等）

- 第6条 クーポン券を利用できる期間は、令和2年8月21日から令和3年2月21日までとする。但し、第4条第2項で定められた発行枚数について、利用されることが決まった時点で、利用受付を終了するものとする。

2 協会は前項に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響により利用を中断又は中止する場合がある。

(クーポン券の利用方法)

第7条 利用者は、対象施設予約時に本キャンペーンを利用する旨を伝えるものとする。

2 対象施設は、チェックインの際、利用者にクーポン券を発行するものとする。クーポン券は、現地決済にのみ利用できるものとする。

3 利用者は、クーポン券に利用日、住所、氏名を記入し精算時に提出するものとする。

4 利用者は、精算時にクーポン券を利用した後の料金を支払うものとする。

(参加施設の要件)

第8条 キャンペーンに参加しようとする施設（以下「参加施設」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) つがる市内に事業所を有する観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。

(2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第3項の営業許可など、当該施設を運営するうえで必要な許可を得ていること。

(3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。

(4) 「つがる市暴力団排除条例」（平成24年3月21日条例第1号）を遵守する施設であること。また、その他公序良俗に反しない施設であること。

(5) 参加施設は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じること。

(参加施設の作成書類等)

第9条 参加施設は、協会に対し参加申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 協会は、参加施設から前項に係る書類の提出があったときは、キャンペーン参加決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 参加施設は、第7条第4項で規定するクーポン券について厳重に保管するものとする。

4 参加施設は、前項で規定したクーポン券をもとに、利用者記録台帳（様式第3号）を作成するものとする。また、その台帳により、第3条第2項の規定を遵守するものとする。

(クーポン券の換金)

第10条 参加施設は、利用されたクーポン券を換金するときは、協会に対し次に掲げる書類を提出し請求するものとする。

(1) 請求書（様式第4号）

(2) クーポン券の半券（施設名・利用日・住所・氏名が記入されたもの）

(3) 利用者記録台帳（様式第3号）

- 2 換金手数料は無料とする。
- 3 協会は、参加施設から提出された、前々項に係る書類に不備があった場合は、不備がある分については、クーポン券の換金を行わないものとする。
- 4 クーポン券の換金請求日は、令和2年8月25日から令和3年2月25日までの期間で、毎月、5日、15日、25日とする。但し、請求日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌日とする。
- 5 協会による換金は振込により行うものとし、振込日は請求日直近の10日、20日、30日とする。但し、振込日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌日とする。
- 6 振込手数料は協会が負担する。

(その他)

第11条 この条文に定めのない事業運営に必要な事項は、協議を経て、その都度定めるものとする。